

改正

平成29年5月15日告示第40号

平成29年9月29日告示第67号

令和6年6月14日告示第59号

令和7年12月18日告示第111号

愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、愛南町奨学金返済支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、愛南町への移住及び定住並びに地元就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、施設等の勤務先をいう。
- (3) 第一次産業 農業、林業及び漁業をいう。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 この告示による補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) その他町長が認める奨学金等

(補助対象者)

第4条 この告示による補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等（以下単に「奨学金等」という。）の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返済を遅延なく行っている者
- (3) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者
- (4) 補助金の交付を申請する年度において本町の住民基本台帳に登録があり、現に居住している満40歳以下の者であって、交付を申請する年度から引き続き5年を超える期間本町に居住す

る意思のあるもの

(5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 平成27年3月1日以降に事業所等に就職し、1年以上継続して雇用されている者

イ 平成27年3月1日以降に本町において起業し、1年以上継続して事業を行っている者

ウ 平成27年3月1日以降に本町において第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している者

(6) 町税等を滞納していない者

(7) その他町長が特に適当であると認める者

(補助金の算定対象期間及び補助対象経費)

第5条 補助金の算定の対象となる期間は、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとし、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該対象期間中に補助対象者がその返還すべき対象奨学金を返還した額（返済期日の到来していない割賦金を繰り上げて返済した額を含む。）とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 一の補助対象者が受けられる補助金は、初めて申請をする日の属する年度から起算して5か年度までとする。ただし、補助対象者が奨学金の貸与機関から返済猶予を受けたときは、当該返済猶予に相当する日数を延長するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、愛南町奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

(2) 申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し（預金通帳の写し等）

(3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し

(4) 第4条第5号アに該当する者にあつては事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書（様式第2号）、同号イに該当する者にあつては自らの業を営むことを証する書類（登記事項証明書、開廃業等届出書等の写し）又は同号ウに該当する者にあつては所得を証明する書類（確定申告書等の写し）

(5) 納税証明書又は所得非課税証明書

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、愛南町奨学金返済支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく愛南町奨学金返済支援補助金計画変更（中止）申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 奨学金等に係る返済計画を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に変更のないときは、この限りでない。
- (2) 本町を転出しようとするとき。
- (3) 就労状況等に変更があったとき。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、交付の決定を変更し、又は中止することができる。

(交付変更決定の通知)

第10条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は中止したときは、当該申請者に対し、愛南町奨学金返済支援補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛南町奨学金返済支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、交付対象期間内に町外へ転居し、又は転出したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、愛南町奨学金返済支援補助金返還命令書（様式第7号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月15日告示第40号)

この告示は、公表の日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則 (平成29年9月29日告示第67号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和7年12月18日告示第111号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。